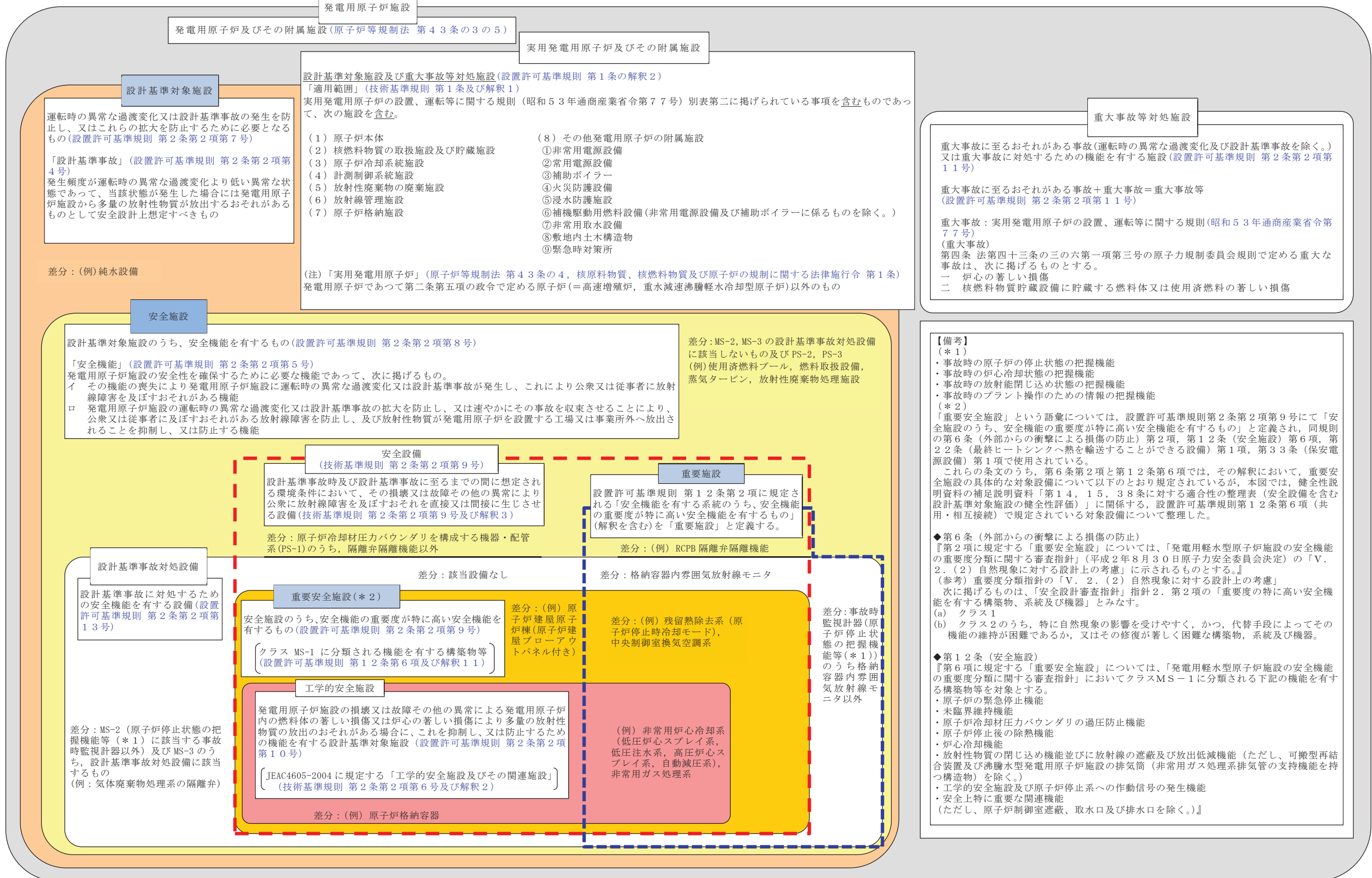


| | |
|-----------------------|---------------------|
| 女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 | |
| 資料番号 | 02-補-E-01-0200-6_改0 |
| 提出年月日 | 2021年2月9日 |

補足-200-6 基準規則で規定される施設・設備の整理

基準規則で規定される施設・設備の整理



重大事故等対処施設

重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故に対処するための機能を有する施設(設置許可基準規則 第2条第2項第11号)

重大事故に至るおそれがある事故+重大事故=重大事故等(設置許可基準規則 第2条第2項第11号)

重大事故: 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号) (重大事故) 第四条 法第四十三条の三の六第一項第三号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、次に掲げるものとする。

- 一 炉心の著しい損傷
- 二 核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷

【備考】

(*1)

- ・事故時の原子炉の停止状態の把握機能
- ・事故時の炉心冷却状態の把握機能
- ・事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能
- ・事故時のプラント操作のための情報の把握機能

(*2)

「重要安全施設」という語彙については、設置許可基準規則第2条第2項第9号にて「安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」と定義され、同規則の第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)第2項、第12条(安全施設)第6項、第22条(最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備)第1項、第33条(保安電源設備)第1項で使用されている。

これらの条文のうち、第6条第2項と第12条第6項では、その解釈において、重要安全施設の具体的な対象設備について以下のとおり規定されているが、本図では、健全性説明資料の補足説明資料「第14、15、38条に対する適合性の整理表(安全設備を含む設計基準対象施設の健全性評価)」に關係する、設置許可基準規則第12条第6項(共用・相互接続)で規定されている対象設備について整理した。

◆第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)

『第2項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)の「V.2.(2)自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。』

(参考)重要度分類指針の「V.2.(2)自然現象に対する設計上の考慮」次に掲げるものは、「安全設計審査指針」指針2.第2項の「重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器」とみなす。

(a) クラス1

(b) クラス2のうち、特に自然現象の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器。

◆第12条(安全施設)

『第6項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」においてクラスMS-1に分類される下記の機能を有する構築物等を対象とする。

- ・原子炉の緊急停止機能
- ・未臨界維持機能
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能
- ・原子炉停止後の除熱機能
- ・炉心冷却機能
- ・放射性物質の閉じ込め機能並びに放射線の遮蔽及び放出低減機能(ただし、可搬型再結合装置及び沸騰型発電用原子炉施設の排気筒(非常用ガス処理系排気管の支持機能を持つ構築物)を除く。)
- ・工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能
- ・安全上特に重要な関連機能(ただし、原子炉制御室遮蔽、取水口及び排水口を除く。)]